

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国税庁課税部酒税課）

項目名	収益基盤の確保に意欲的に取り組む酒類製造者を対象とした酒税の特例措置の創設							
税目	酒税							
要 望 の 内 容	<p>酒類製造者は、歴史的・文化的に地域社会とのつながりが深く、地方創生や地域経済の要として期待される地域の中核的な存在として重要な役割を果たしている。しかし、酒類製造者の大宗は中小企業者であることから、収益基盤を確保し、昨今の酒類需要の減少や種々の環境変化に対応することが、企業の持続的な経営はもとより、酒税の保全の観点からも極めて重要となる。</p> <p>こうした中で、小規模な酒類製造者に対しては、これまで「清酒等に係る酒税の税率の特例措置（租税特別措置法第87条）」、「ビールに係る酒税の税率の特例措置（租税特別措置法第87条の4）」及び「被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置（震災税法第43条）」が適用され、清酒・焼酎・果実酒・ビール等の一定の品目に限り、一定の製造規模以下である品目ごとに、200キロリットルまでの移出に係る酒税の税率を軽減する特例が存在しているが、これらの特例措置は令和5年3月31日に適用期限が到来する。</p> <p>こうした小規模な酒類製造者が、自立的な事業拡大や経営改善等を行い、その役割を引き続き果たしていくためには、これまでの各品目に着目した制度を、酒類製造事業に意欲的に取り組む者を対象とした特例措置に見直すことが合理的である。</p> <p>そこで、現行の税率の特例措置を改め、収益基盤の確保に意欲的に取り組む小規模な酒類製造者が製造する酒類の全品目を対象とする仕組みとし、酒類の品目にとらわれない製造者単位に着目した酒税の特例措置を新たに創設する。</p> <p><b>【新たな酒税の特例措置のイメージ】</b></p> <p>○ 新制度の目的・適用対象者                      酒類製造者の事業拡大や経営改善等を促し、収益基盤の確保を図ることを目的とし、小規模かつ収益基盤の確保に意欲的に取り組む次の要件を満たす酒類製造者を対象とした特例措置。                      要件① 中小企業基本法に定める「中小企業者」に該当し、かつ、前年度の総課税移出数量が 3,000 キロリットル以下の酒類製造者（欠格事由に該当する酒類製造者や大企業の子会社等を除く。）                      要件② 収益基盤を確保するための事業計画書を定め必要な書類を作成・提出し、当該計画の実績の報告を行う酒類製造者であること</p> <p>○ 具体的な措置の内容                      酒税の納付税額に応じた逡減型の税額控除方式を採用。具体的には、酒税の納付税額が 5,000 万円までは 20%、5,000 万円から 8,000 万円までは 10%、8,000 万円から 1 億円までは 5% の税額控除（年間の適用上限額 1,400 万円）とする。なお、個別の品目で 1,000 キロリットルを超える酒類を有する酒類製造者は、上記の税額控除割合を半減する。                      （注）新制度導入により大幅な税負担増となる酒類製造者には、激変緩和措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="885 1966 1493 2132"> <tr> <td data-bbox="885 1966 1214 2020">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1214 1966 1493 2020">▲5,435 百万円※</td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 2020 1214 2074">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1214 2020 1493 2074">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="885 2074 1214 2132">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1214 2074 1493 2132">（ — 百万円）</td> </tr> </table> <p>※ 激変緩和措置を設けた場合、最大 ▲329 百万円の減収が見込まれる。</p>		平年度の減収見込額	▲5,435 百万円※	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	▲5,435 百万円※							
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							

(参考1) 清酒等に係る酒税の税率の特例措置

清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒及び発泡酒（麦芽比率50%未満のものに限る。）の製造者が、令和5年3月31日までに製造場から移出する清酒等については、その年度開始前1年間における課税移出数量が1,300キロリットル以下であるときは、その年度に課税移出する各酒類の200キロリットルまでのものに係る酒税の税額を5%から28.9%の割合で軽減する措置。

(参考2) ビールに係る酒税の税率の特例措置

ビールの製造者が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間（令和3年3月31日以前にビールの製造免許を取得した者は、令和5年3月31日までの間）に製造場から移出するビールについては、その年度開始前1年間における課税移出数量が1,300キロリットル以下であるときは、その年度に課税移出する200キロリットルまでのものに係る酒税の税率を7.5%又は15%の割合で軽減する措置。

(参考3) 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置

東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けた清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒及び発泡酒（麦芽比率50%未満のものに限る。）が、令和5年3月31日までの間に製造場から移出する清酒等については、その年度開始前1年間における課税移出数量が1,300キロリットル以下であるときは、その年度に課税移出する各酒類の200キロリットルまでのものに係る酒税の税額を6.25%軽減する措置。

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 酒類製造者の健全な発達</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>酒類市場の状況は、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、高度経済成長後における消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により、国内マーケットは全体として中長期的に縮小してきている。他方で、マーケットインの視点に立った商品の差別化や高付加価値化、地域連携や海外展開等に積極的にアプローチして、国内外の、とりわけ海外需要の拡大につなげている酒類製造者が徐々に増えてきている。こうした状況変化を背景に、酒類の課税額は平成6年度をピークに、また、課税移出数量は平成11年度をピークとして減少してきており、各酒類の課税移出の構成比率は、大きく変化してきている。</p> <p>酒類製造者は、歴史的・文化的に地域社会とのつながりが深く、地方創生や地域経済の要として期待される地域の中核的な存在として重要な役割を果たしている。酒税の納税義務者である酒類製造者は、他の個別間接税（たばこ税、揮発油税、石油石炭税など）の納税義務者に比して極めて小規模でその数も多く、更には、課税物件である酒類は、消費環境の変化に大きく左右されるという特殊性がある。特に、国内を巡る酒類消費量は、上記のとおり、人口動態の変化や嗜好の多様化等を背景に、長期的に減少している。仮に、現時点での成人人口（20歳以上）の見込みを前提として、成人一人当たり酒類消費量の直近20年の減少動向が今後も継続すると仮定し機械的に試算すれば、令和22年の国内の酒類消費量は令和3年比で約3割減少することとなる。こうした酒類消費の中長期的な趨勢を踏まえれば、それぞれの事業者が自らの経営課題に照らした創意工夫を行い、商品付加価値の向上に向けた取組や輸出も含めた新たな市場の開拓を行い、しっかりとした収益基盤を確保しなければ、企業の持続的な経営はもとより、酒類業の安定及び酒税の保全を図ることが困難となる。</p> <p>現行の酒税の税率の特例措置は、級別制度の廃止や酒類間の税負担格差の縮小に伴う税負担の大幅な上昇に伴う激変緩和の観点等から措置されたもので、酒類製造者の経営の安定化に大きく寄与してきた。他方で、当該措置は、長期にわたり措置され、また、限定された品目に適用されるものであり、その措置のあり方が課題とされてきたところである。一方で、上述の酒類消費を巡る環境の変化の下で、小規模な酒類製造者が、自立的な事業拡大や経営改善等を積極的に行い、その役割を引き続き果たし、酒類業の安定と酒税の保全を確実なものとするためには、中小企業者に対する酒税に関する特例措置は引き続き必要である。</p> <p>そこで、現行の酒税の税率の特例措置を改め、収益基盤の確保に意欲的に取り組む小規模な酒類製造者が製造する酒類の全品目を対象とする仕組みとし、酒類の品目にとらわれない製造者単位に着目した酒税の特例措置を新たに創設することで、自立的な事業拡大や酒類製造業界の経営の改善を進め、酒類業の安定及び酒税の保全を確実なものとしていくことが必要である。</p>	
	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 的 の 位 置 付 け

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	政策の達成目標	収益基盤の確保に意欲的に取り組む製造者の増加により、小規模な酒類製造者の経営基盤の安定及び酒税の保全を図り、もって酒類業の健全な発達の促進を図る。	
		租税特別措置の適用又は延長期間	1年間の準備期間（現行制度の継続適用）を設けた上で、5年間の措置（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	国税庁が定める基本方針に基づき、酒類製造者の収益基盤を確保するための事業計画書を作成し、その目標の実現に意欲的に取り組む酒類製造者の増加及び基本方針に定めた目標毎の達成率の向上
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の清酒等に係る酒税の税率の特例措置の申告者数（延べ件数） 2,853者</li> <li>ビールに係る酒税の税率の特例措置の申告者数 385者</li> </ul> 新たな酒税の特例措置は、現行制度の適用者の範囲内であることが見込まれる。 ※ 複数品目を製造する酒類製造者を加味し、3,000者弱程度。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	酒類の品目にとらわれない製造者単位に着目した制度が創設されれば、事業計画書の策定とあいまって、収益基盤の確保等に意欲的に取り組む酒類製造者が増加し、酒類業の健全な発達の促進が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<p>本措置は、申告納税制度の手続の中で酒税の一部を軽減するものである。通常納税申告のみで実施することができることから、新規性・先進性のある取組に対する事業の経費の一部補助等を目的とした酒類業者に対する予算上の措置よりも、税法で定める一定の要件に合致した酒類製造者を幅広く、等しく支援することができるため、上記政策目的を実現する手段として的確かつ有効である。なお、制度の創設に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、現行の税率の特例措置を廃止した上で、一定の上限の下、酒類製造者の納める酒税納税額に応じて税額控除を行う。新制度の仕組みは酒税納税額の一部を軽減するものであることから、過剰に酒税負担を免除するものではない。</p> <p>（参考）本措置の減収額の見込みは、酒税収入額（令和4年度予算額）約1兆1,280億円の0.6%に当たる約54億円であり、税収に与える影響も軽微で、政策目的を実現する手段として必要最小限の措置と考える。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(参考) 現行の酒税の税率の特例措置の適用実績 (単位: 者、%、億円)</p> <p>清酒等に係る酒税の税率の特例措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和元</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告者数</td> <td>2,888</td> <td>2,931</td> <td>2,957</td> <td>2,959</td> <td>3,032</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>2,761</td> <td>2,814</td> <td>2,840</td> <td>2,853</td> <td>2,926</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>95.6</td> <td>96.0</td> <td>96.0</td> <td>96.4</td> <td>96.5</td> </tr> <tr> <td>軽減税額</td> <td>47.89</td> <td>45.66</td> <td>44.18</td> <td>37.79</td> <td>37.21</td> </tr> </tbody> </table> <p>ビールに係る酒税の税率の特例措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和元</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告者数</td> <td>184</td> <td>358</td> <td>385</td> <td>393</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>182</td> <td>356</td> <td>377</td> <td>385</td> <td>387</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>98.9</td> <td>99.4</td> <td>98.0</td> <td>98.0</td> <td>97.5</td> </tr> <tr> <td>軽減税額</td> <td>4.11</td> <td>4.65</td> <td>4.88</td> <td>3.68</td> <td>3.92</td> </tr> </tbody> </table> <p>被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和元</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告者数</td> <td>106</td> <td>107</td> <td>107</td> <td>107</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>軽減税額</td> <td>0.83</td> <td>0.81</td> <td>0.71</td> <td>0.51</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	申告者数	2,888	2,931	2,957	2,959	3,032	適用者数	2,761	2,814	2,840	2,853	2,926	適用割合	95.6	96.0	96.0	96.4	96.5	軽減税額	47.89	45.66	44.18	37.79	37.21	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	申告者数	184	358	385	393	397	適用者数	182	356	377	385	387	適用割合	98.9	99.4	98.0	98.0	97.5	軽減税額	4.11	4.65	4.88	3.68	3.92	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	申告者数	106	107	107	107	107	軽減税額	0.83	0.81	0.71	0.51	0.60
	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3																																																																										
	申告者数	2,888	2,931	2,957	2,959	3,032																																																																										
	適用者数	2,761	2,814	2,840	2,853	2,926																																																																										
	適用割合	95.6	96.0	96.0	96.4	96.5																																																																										
軽減税額	47.89	45.66	44.18	37.79	37.21																																																																											
年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3																																																																											
申告者数	184	358	385	393	397																																																																											
適用者数	182	356	377	385	387																																																																											
適用割合	98.9	99.4	98.0	98.0	97.5																																																																											
軽減税額	4.11	4.65	4.88	3.68	3.92																																																																											
年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3																																																																											
申告者数	106	107	107	107	107																																																																											
軽減税額	0.83	0.81	0.71	0.51	0.60																																																																											
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																																																															
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>現行の税率の特例措置は、小規模生産であるため単位当たりのコストが高い酒類製造者の総販売原価が低減された結果、過去の増税による激変緩和等に一定の効果があったものと考えられる。</p>																																																																															
前回要望時の達成目標	<p>現行の税率の特例措置は、創設時の目的や長期にわたり酒類の需要が減少関係にあることを鑑みると、具体的な達成目標を示すことは困難である。</p>																																																																															
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>政策目標の具体的な達成目標を示すことが難しいため、達成度を示すことは難しいが、現行の特例措置の対象となる酒類製造者は、総販売原価が低減され、経営状況には一部改善の兆しが見られたものの、昨今、酒類の需要が大きく減少しており、小規模な酒類製造者の経営基盤は不安定となっている。</p> <p>現行の税率の特例措置は、品目が限定されていることから、酒類製造者の収益基盤を確保するための措置としてはその効果が限定的であり、製造する品目にかかわらず、小規模な酒類製造者を対象とした特例措置に見直すことが、政策目的を達成する手段としては、より有効に機能すると考えられる。</p>																																																																															
これまでの要望経緯	<p>○ 清酒等に係る酒税の税率の特例措置 平成 6 年度、平成 9 年度、平成 13 年度、平成 14 年度、平成 15 年度、平成 20 年度、平成 25 年度及び平成 30 年度に適用期限の延長を要望している。</p> <p>○ ビールに係る酒税の税率の特例措置 平成 18 年度、平成 20 年度、平成 25 年度、平成 28 年度、平成 30 年度及び令和 3 年度に適用期限の延長を要望している。</p> <p>○ 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置 平成 25 年度、平成 28 年度、平成 30 年度及び令和 3 年度に適用期限の延長等を要望している。</p>																																																																															